

\*この案内は審査結果通知書を受け取るまで大切に保管してください。

## 就学援助費申請にあたっての留意事項

(令和2年度3学期用)

### 1 申請書の提出について

学校で指定された提出期限を厳守してください。

提出期限までに用意のできない書類がある場合は、申請は期限内にさせていただき、不足書類のみを後日提出してください。

提出が遅れると「認定」であっても支給対象外や減額となる費目もありますので、十分ご注意ください。

黒ボールペンで太線内をきれいに記入・押印してください。(鉛筆・消えるボールペンは不可)

### 2 申請に必要な添付書類について

(1)以下の要件に該当する場合(添付書類で審査)

該当する証明書類を添付してください。

- ①平成31年4月以降に生活保護が停止又は廃止となった……生活保護受給証明書のコピー
- ②児童扶養手当をうけている……児童扶養手当証書のコピー
- ③現在、生活福祉資金の貸し付けをうけている……生活福祉資金貸付決定通知書のコピー
- ④その他児童生徒が就学困難となる特別な事情がある……学校長の所見及びその理由の証明書類

(2)上記以外の場合(世帯総所得で審査)

①令和2年1月1日の住民登録地が松戸市の方

②令和2年1月1日の住民登録地が松戸市外の方

#### 添付書類は原則不要です

ただし、令和元年分の所得を申告していない方は審査ができませんので、税務署または松戸市市民税課で申告を済ませておいてください(被扶養者を除く)。昨年一年間所得がなかった方も、所得がない旨の住民税の申告手続きをしてください。

※申告期間外や修正申告があった場合や離婚等で所得が確認できなかった場合は、松戸市に住民登録があった方でも証明書の提出を求められることがありますので予めご了承ください。

※個別の事案については、市民税課(Tel366-7322)にお問い合わせください。

#### 所得に関する証明書が必要です

令和2年1月1日に住民登録していた市区町村から「所得証明書又は課税証明書」を取り寄せ、通知書に記載された期限までに学校へ提出してください。

※証明書の名称は市区町村により異なります。令和元年中(平成31年1月～令和元年12月)の所得額が記載されている証明書の交付を受けてください(コピー可)。  
源泉徴収票ではお受けできません。

### 3 就学援助費(給食費・医療費を除く)の振込について

(1)申請者(=保護者)口座を指定する方

申請書に記入した振込先の通帳の写し(金融機関名・支店名・名義人カナ・口座番号が記載されている面、表紙を1枚開いたページ等)を貼り付けてください。

(2)学校長口座へ委任される方

委任状を申請書と一緒に提出してください。委任状は学校で配布しています。

### 4 医療費について(「子ども医療費助成制度」の利用について)

学校の健康診断の結果、『トラコーマ、結膜炎、白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿疱疹(のうかしん)、中耳炎、アデノイド、慢性副鼻腔炎、う歯(虫歯)、寄生虫病』を治療するよう手紙をもらった方は、「子ども医療費助成制度」の受給券の利用及び支払った医療費の償還請求は行わず、健康保険を使用して医療費(自己負担分)を全額支払い、領収書を保管しておいてください。

就学援助の審査終了後、認定となった方は、学校を通じて配られる「医療券」で償還請求を行い、否認定となった方は「子ども医療費助成制度」の償還請求を行ってください。

※医療券と子ども医療費助成制度は併用できませんので御注意ください。

【問い合わせ先】 就学援助制度、審査について……教育委員会 学務課 (Tel366-7457)  
給食費・医療費について……教育委員会 保健体育課 (Tel366-7459)

# 就学援助費申請書記入例

受付印

※修正テープや修正液は使用しないでください。訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で取り消し、訂正印（申請者（保護者）欄に押印と同一のもの）を押印し訂正してください。

## 令和2年度 就学援助費申請書

(3学期用)

※令和元年中（H31.1月～R1.12月）の所得が未申告の方はすみやかに申告の手続きをしてください。（未申告の方は審査できません）

※黒ボールペン等で太線内をもれなく記入・押印してください。（鉛筆及び消えるボールペンでの記入は不可）

※裏面の添付書類を確認し、該当する証明書（コピー可）を添付してください。

1	学校名	松戸市立 北部小 学校 6 年	フリガナ氏名	キョウイク サツキ 教育 皐月	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
	お子さん一人につき1枚申請書が必要です。				

世帯の状況（令和3年1月1日現在の住民票上の世帯員全員を記入してください。）

No.	フリガナ氏名	続柄	生年月日(和暦)	年齢	勤務先または学校名	学年
1	マツド タロウ 松戸 太郎	祖父	大 昭 平 令 23 . 1 . 2	72	無職	
2	キョウイク マナブ 教育 学	父	大 昭 平 令 49 . 2 . 3	46	TMKG(株) アルバイト	
3	キョウイク ヤヨイ 教育 弥生	母	大 昭 平 令 52 . 3 . 4	43	専業主婦	
4	キョウイク ススム 教育 進	兄	大 昭 平 令 11 . 4 . 5	21	学務大学	3
5	キョウイク サツキ 教育 皐月	本人	大 昭 平 令 20 . 5 . 6	12	北部小学校	6
6	キョウイク ツム 教育 勉	弟	大 昭 平 令 22 . 6 . 7	10	北部小学校	4
7	キョウイク フミヨ 教育 文子	妹	大 昭 平 令 1 . 7 . 8	1	乳児	
8						
9	対象児童または生徒本人の記載漏れに注意してください。					
10			大 昭 平 令			

ここには何も書かないでください

※必ず以下のどちらかを選択してください。選択のないものは審査ができません。

持家（親戚宅等に同居しているものや、住宅ローンを支払っているものなどを含みます。）

借家（賃貸借契約しているものに限り、また、後日契約書の写しを求めることもあります。）

※学校長口座への振込を希望する場合は振込生を記入せず「委任状」を一緒に提出してください。

振込先	銀行	松戸	支店	普通	口座番号	名義(児童・生徒名義の口座には振り込めません)
松教	信金	松戸	出張所	口座	1 2 3 4 5 6 7	カタカナで記入 キョウイク ヤヨイ

(あて先) 松戸市教育委員会 ゆうちょ銀行の場合は「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・口座番号」を記入してください。

次により就学援助費の支給を受けたいので申請します。なお、教育委員会が就学援助審査事務を行うにあたり、住民基本台帳、住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護受給状況から申請世帯に係る必要な情報を取得することに同意いたします。

5

住所 根本356番地 松戸方 令和3年1月4日

申請者 教育 弥生 電話番号 047-366-7457

(保護者) 教育 弥生

### 【在籍学校記入欄】

この申請者は、就学援助を必要とする者として報告します。	下記は年度途中で転(編)入の場合のみ記入
令和 年 月 日	前籍校 学校
松戸市立 学校長 職印	転(編)入年月日 年 月 日より本校在籍

※学校長所見を必要とする場合は、世帯の現況を十分に確認し、別紙に作成してください。

## 【ある世帯の一例】

- ・祖父（太郎）父（学）母（弥生）子（進・皐月・勉・文子）の7人家族。
- ・学さん世帯は、太郎さん所有の家に同居し、学さんは生活費として毎月5万円を世帯主である太郎さんに手渡している。
- ・進さんは市外で一人暮らしをしているが、松戸市に住民登録している。（実際に松戸市で生活している人数は進さんを除く6人である）

### ①お子さん一人につき1枚申請書が必要です。

この例では、北部小学校に2枚提出します。

### ②住民票に記載されている世帯員全員を記入してください。

この例では、進さんは実際に松戸市で生活をしていませんが、松戸市に住民登録しているので、進さんも記入します。

### ③どちらか当てはまるほうにレ点を入れてください。

「持家」…下記「借家」以外全て

「借家」…賃貸借契約をし、家賃を支払っているもの

この例では、太郎さん所有の家の一部を借りて学さん世帯は生活し、家主に毎月一定の金額を支払っていますが、賃貸借契約を結んでいないので「持家」にレ点をいれます。

### ④就学援助費の振込を希望する口座を記入してください。

- ・申請者（保護者）口座に振り込みを希望する場合

希望する口座を正しく記入し、通帳の金融機関名、支店名、口座番号、名義人等が記載されているページ（表紙を1枚開いたページ等）のコピーを貼付してください。（児童・生徒名義の口座、申請者以外の保護者の口座には振り込めません）

- ・学校長口座に振り込みを希望する場合

この欄には何も記入せず、委任状を申請書と一緒に提出してください。

### ⑤申請者同意欄に記入・押印してください。

この例では、④で振込先に弥生さんの口座を指定しているので、申請者は弥生さんになります。

委任状を提出する場合は、委任状に記された保護者が申請者になります。

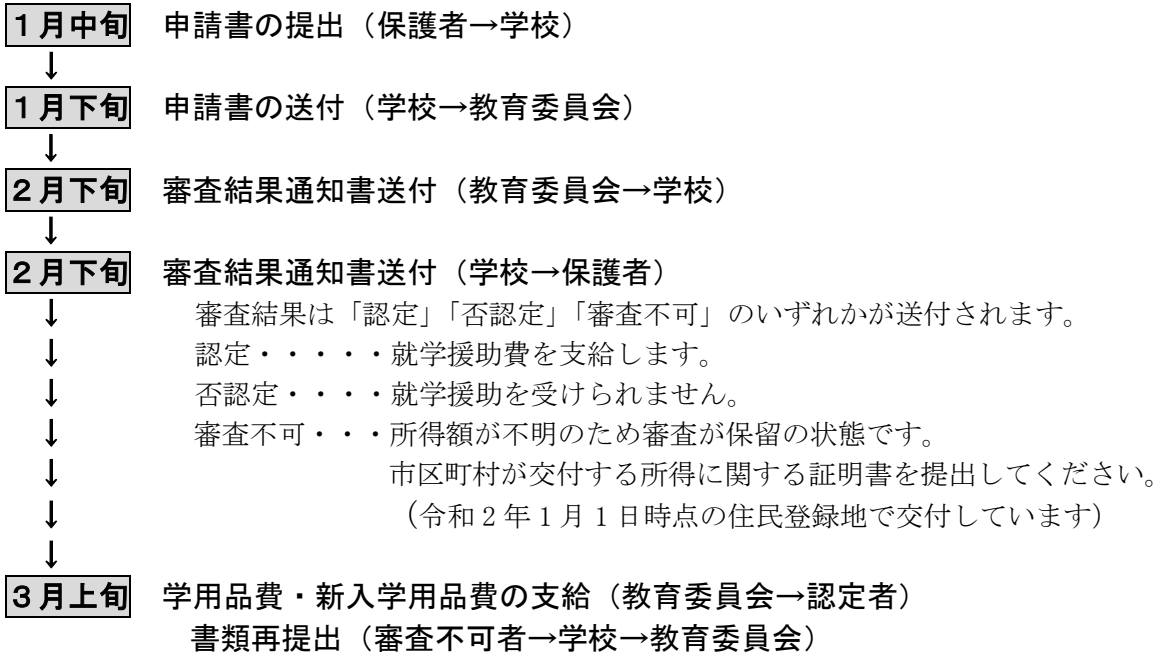
### ⑥下記要件に該当する添付書類がある場合は、左上をホッチキス等で留めて提出してください。

申請理由	添付書類
1 平成31年4月以降に生活保護が停止又は廃止となった	<b>生活保護証明書のコピーを添付</b> ※受給期間・受給者・保護の種類が分かるように複写してください。
2 児童扶養手当をうけている ※特別児童扶養手当・児童手当ではありません。	<b>児童扶養手当証書のコピーを添付</b> ※有効期限が今年度内のものに限ります。 ※有効期限・受給者が分かるように広げて複写してください。
3 現在、生活福祉資金の貸し付けをうけている	<b>生活福祉資金貸付決定通知書のコピーを添付</b> ※通知書発行日が今年度内のものに限ります。
4 収入が少なく、経済的に困っている	<b>《令和2年1月1日現在、松戸市に住民登録のある方》</b> <b>添付書類なし</b> ※税未申告者は審査できません。収入がない方も申告をしてください（被扶養者を除く）。年度途中で世帯構成が変わった場合は住民税証明書の提出を求めることがあります。
	<b>《令和2年1月2日以降に松戸市に転入した方》</b> <b>同一世帯で20歳以上の方全員の所得証明書又は課税証明書を添付</b> ※これらの証明書は転入前の市区町村で6月以降に発行されますので、4月に申請する方は先に申請書だけ提出してください。
5 その他児童生徒が就学困難となる特別な事情がある（離婚、失業、病気、災害、事故等） ※住宅・車のローンなど、債務の返済は考慮できません。	<b>学校長の所見及びその理由の証明書類を添付</b> ※現在通学中の学校にご相談ください。兄弟姉妹が別の学校にいる場合は、それぞれの学校に相談が必要です。

※後日資料を追加提出する際には、書類の余白または裏面にお子さんの氏名・生年月日・学校名・学年を必ず記入してください。（例 児童扶養手当申請中で後日児童扶養手当証書が届いた場合など）

# 就学援助費申請から認定までの流れ

申請書を提出してから結果通知書を受け取るまで、**2～3ヵ月程度**かかります。



## 就学援助費の内容

1月1日付けで認定された場合の支給金額です。認定された年月日ごとに支給金額、支給時期等は異なりますのでご注意ください。

なお、教材費等の納付が免除されるものではありませんので、学校徴収金については学校の指示に従って納めてください。（給食費については、審査結果が出るまで学校に支払う必要があります。認定となった方は、お支払い済みの給食費を学校からお返しします。学校徴収金の詳細は、学校にお問合せください。）

費目	学年	小学校			中学校		支給 予定	備考
		1年	2～5年	6年	1年	2、3年		
学用品費等		3,308円	3,875円	3,875円	6,260円	6,828円	3月 月上旬	・3学期当初(1月1日)認定の場合 ・その他の認定者は月割支給
中学校入学準備金 (小学6年)		-	-	60,000円	-	-	3月 月上旬	・令和3年2月1日時点で松戸市在住 かつ認定中の方のみ支給対象
給食費		免除						・詳細は保健体育課へお問い合わせ ください。
医療費		学校保健安全法第24条で定められた疾病に対する 医療費(自己負担分)の援助 <b>※注(下記参照)</b>						

※ 注 下記疾病を治療した際の医療費（自己負担分）を払い戻し致します。

（トラコーマ、結膜炎、白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(のうかしん)、中耳炎  
アデノイド、慢性副鼻腔炎、う歯(虫歯)、寄生虫病）